

午前10時01分 開会

○議長（松川峰生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ち、当局より、去る9月15日の本会議における24番泉武弘君の一般質問に対する答弁の内容について、発言をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○総務部長（釜堀秀樹君） 去る9月15日の本会議におきまして、24番議員の一般質問の中で、市長は徴税吏員ではないかのような趣旨の答弁をしましたが、「地方税法第1条第1項第3号及び別府市税条例第2条第1号の規定によりまして、市長は徴税吏員である」に、私の答弁を訂正させていただくとともに、おわび申し上げます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松川峰生君） これより、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第6号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する各常任委員会及び決算特別委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告を願います。

（厚生消防委員会委員長・加藤信康君登壇）

○厚生消防委員会委員長（加藤信康君） 去る9月9日の本会議において、厚生消防委員会に付託を受けました議第58号平成23年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分外2件について、9月16日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について報告いたします。

初めに、議第58号平成23年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分についてであります。

消防本部関係部分では、財団法人自治総合センターの地域防災組織育成助成事業の助成金を財源として、訓練用の消火器等を購入するとの当局説明を受け、これを了といたしました。

次に、環境課関係部分であります。当局より、椿地区の飲料水給水施設整備の設計変更により追加額を計上、また債務負担行為については、家庭系可燃物収集運搬業務委託料において、来年度更新であり、住民サービスの低下を招かないよう、事前に委託業者への研修等を行うため、今年度中に入札を実施するためのものであるとの説明がありました。

委員より、給水施設の設計変更の理由について質問がなされ、より良質な飲料水を提供するため、新たに配水管を設置するものであるとの当局説明を受けました。

また、収集運搬業務委託について、委託による経費削減の効果について質問がなされ、当局より、収集量1トン当たりの経費は3分の1へ削減されており、退職等による正規職員減少により、平成27年度ごろには実質的な削減効果があらわれるとの答弁がなされました。

最後に、入札に関して、地元業者へ配慮しつつ公平・公正に行うよう、また、委託業者への研修等を徹底するよう要望がなされ、これを了とした次第であります。

続きまして、児童家庭課関係についてであります。当局より、児童健全育成に要する経費については、授乳やおむつ交換が可能な施設をステッカーや旗で表示する赤ちゃんの駅事業と、出産を控えた夫婦に対し、子育ての知識を身につけることを目的に講座を開く、子育てハッピースタート推進事業の経費であるとの説明を受けました。次に、要保護児童対策に要する経費については、乳幼児の健診など公的なサービスを受けず、社会的に孤立している可能性のある子どもや家庭に対し主任児童委員等を派遣し、子育てをサポートするための経費であり、いずれも県からの全額補助により行う事業であるとの説明を受けました。

委員より、ステッカーや旗の周知及び配布方法、主任児童委員の報酬について質問がな

され、当局説明を受け、これを了とした次第であります。

そのほか、高齢者福祉課関係では、高齢者住宅の家具転倒防止器具取付委託料や、お守りキット設置に要する経費、健康づくり推進課では、母子健康相談・教育に要する経費について、当局より詳細な説明を受け、これを了とし、最終的に議第58号平成23年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分については、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第61号平成23年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入として、平成22年度保険給付費の確定に伴い、交付不足となりました国庫負担金・県負担金の追加及び平成22年度決算により発生した剰余金を計上、歳出として、平成22年度分における国などへの返納金及び予備費を計上するものであるとの当局説明があり、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、議第70号動産の取得についてであります。当局より、現有車両の老朽化に伴い、災害対応特殊水槽付ポンプ自動車を購入する旨の説明があり、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（建設水道委員会委員長・吉富英三郎君登壇）

○建設水道委員会委員長（吉富英三郎君） 建設水道委員会は、去る9月9日の本会議において付託を受けました議第58号平成23年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分外5件について、9月16日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第58号平成23年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分についてであります。

道路河川課関係部分では、当局から、市内の建設業者への支援を目的とした市独自の経済対策として、市道舗装及び側溝改修等の維持補修工事並びに街路灯及び防犯灯のLED化工事などを追加発注する関連予算を計上、また、県の地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金を活用し、地震・津波などから速やかに避難できるよう避難路の整備を行うための関連予算を計上しようとするもの等の説明がなされました。

委員から、市独自の経済対策について、既存の道路整備と重複するが、追加分も含め年度内に完成することができるのかという質疑に対し、当局から、経済対策の効果を出すためにも年度内の完成を予定しているとの答弁がなされました。

また、避難路の整備については、今回は地震津波対策の一環ということだが、実質この内容では津波対策の整備であり、県の補助要件との関係もあるだろうが、地震発生時及び津波発生時、それぞれの対応における避難のあり方について、今後は地元との協議や現地確認、さらに市の防災計画の見直しの方向性が示された上で整備を行うことが必要との意見がなされました。

次に、公園緑地課関係部分では、当局より、実相寺中央公園の整備について、別府市民球場北側用地及び野口原実相寺公園道路沿い用地購入費並びにパークゴルフ場及び散策の森の実施設計委託料を補正計上のほか、野口、南石垣、浜脇の3公園の改修工事、旧坊主別府線の街路樹植栽工事の関連経費を補正計上するものとの説明がなされました。

これに対し委員より、今回、用地購入する別府市民球場北側用地は、野球場建設の計画では球場用地に含まれていたが実現せず、野球場が完成して数年経過した現在になって用地購入の目途が立ったわけだが、どのように有効活用しようという考えなのかとの質疑に

対し、当局から、用地の場所は市内の貴重な緑であることから、既存の緑を残した散策路や展望のできる場所として整備したいとの答弁がなされました。

そのほか、建築住宅課及び建築指導課関係部分からも関連予算の説明がありましたが、最終的に、議第58号関係部分については、いずれも当局説明を適切妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決定したものであります。

次に、議第60号平成23年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、及び議第68号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、並びに議第71号市道路線の認定及び廃止については、当局からの詳細な説明を了とし、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第69号工事請負契約の締結についてであります。

当局より、中央浄化センター及び中央監視制御設備更新工事に伴い工事の請負契約を締結しようとするもので、工事内容として、同設備は古いもので32年を経過しており、老朽化に伴う機能低下が見られ、機器状況調査においても「緊急対策が必要」との診断がされている中央監視制御設備を平成23年度から平成27年度の長寿命化5カ年計画により国の承認を得て施工を行うものであり、この設備は、施設の運転管理と情報管理を正確に把握し、下水処理を効率的かつ円滑的に管理・運営するための最重要機器であるとの説明がなされました。

委員から、今回、重要機器の更新をするに当たって、現在、埋立地の上にあるセンターの耐震診断の必要性についてはどのように考えているのか、また、地震が発生したときに液状化現象が発生するなどの懸念も考慮に入れているのか等の質疑がなされました。

これに対し当局から、来年、耐震調査を行う予定であり、耐震の結果によっては、国の交付金事業で耐震補強工事を行うとの答弁がなされました。

委員から、今後は、耐震調査だけではなく津波対策も考慮した危機管理が必要であるとの指摘に対し、委員指摘の内容を受けとめて、今後の対策を検討したいとの当局答弁がなされました。

最終的に、議第69号については、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定したものであります。

最後に、議第63号平成22年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成22年度別府市水道事業剰余金の処分についてであります。

当局より、平成22年度決算内容について、財政状況、業務量及び建設改良事業などの詳細な説明がなされ、また、平成22年度決算における当該年度の純利益を法定積立金である減債積立金並びに任意積立金の建設改良積立金に処分いたしたいとの説明がなされました。

これに対し委員より、普通給水収益の増加や営業費用の原水費が倍額になっている点の質疑に対し、給水収益については、旅館やホテルなどの大口の利用が増加したためであり、原水費は、大分川利水関係による保全対策費として5,000万円ほど計上したもののとの答弁がなされました。

また、決算資料から、類団都市と比較して生産性が低いとの内容であるが、水道料金は類団都市と変わらないということは、施設投資の経費が少ないのではないのかという指摘に対し、別府市では21年度に浄水場の更新事業を行っており、総務省が公表している類団都市の建設改良費平均を超えているとの答弁がなされました。

最終的に、議第63号については、一部委員より反対との意思表示がなされましたが、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり認定及び可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(総務文教委員会副委員長・荒金卓雄君登壇)

○総務文教委員会副委員長(荒金卓雄君) 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告いたします。

総務文教委員会は、去る9月9日の本会議において付託を受けました議第58号平成23年度別府市一般会計補正予算(第3号)関係部分外5件について、9月16日に委員会を開会し、審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに議第58号、政策推進課関係部分については、財団法人自治総合センターの宝くじ助成金を活用して、東荘園自治会が、まちづくり行事関連備品として山車やテント一式など購入することについて説明がありました。

委員からは、コミュニティ助成金に関する申請から採択に至るまでの状況の確認、また、防災対策など地域の役割が重視される中、自治会の運営自体が厳しい地区もあり、市独自の助成金についても考えていくべきではないかとの提言がありました。

さらに、平成22年度決算に係る剰余金については、委員より、単年度の投資的経費額を見ると、平成15年度から22年度で約10億円減少しており、公共事業関連業者はかなり厳しい状況に追い込まれている。基金の積み立てをするだけでなく、市民生活に直結する街路整備等の予算に充てるべきではないかという意見がありました。

これに対し当局からは、既存の資産を維持するための補修費や、長寿命化関連経費に予算を割り当てていきたいとの説明がありました。

次に、自治振興課関係部分ですが、まず、市内145町の自主防災会で結成しています別府市連合防災協議会に対し、災害時、避難所で活用できる避難所用ポータブルトイレ等を購入するため、育成助成金を交付することや、地震・津波等の被害防止対策として、津波からの避難の意識を高めるため、電柱に海拔表示板を設置することに伴い、海拔を調べるための測量業務や表示板作成等の業務。また、津波が発生したときに直ちに高いところへ避難を呼びかける津波警戒標識看板の設置業務等について説明がありました。

委員からは、海拔表示を電柱だけに限定しているが、市内には埋設等により電柱がないところもある。どのように考えるのかとの質疑に対し、当局から、大分県との協議により、電柱のないところに対しては信号柱等に設置をしたいとの説明を受けました。

その他、本市の災害対策は、国、県の補助事業等が主体になっているが、本市独自の対策も組むべきであり、特に海岸線の津波等緊急時の避難誘導のため、放送設備の設置について意見がありました。

これに対し当局からは、海岸線の状況について確認しているところであり、また、東日本大震災時の放送設備がどのくらい有効だったかを検証しながら対応を考えていきたいとの説明がありました。

その他、鬼ノ岩屋古墳用地取得事業や旧南小学校管理棟の解体工事、及び市内各小学校普通教室等の扇風機設置工事など議第58号関係部分について、それぞれ当局説明を受け、これを了とした次第であります。

また、議第62号平成23年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についても、当局説明を了とし、以上予算議案2件については、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、条例議案4件についてであります。

まず議第65号別府市税条例等の一部改正については、寄附金・税額控除の適用下限額の引き下げを行うことや、個人住民税等に関する過料の額の見直しをするものであるとの説明を了といたしました。

その他、議第64号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部改正について、議第66号別府市都市計画税条例の一部改正について、さらに、議第67号別府市スポーツ振興審議会に関する条例の全部改正についても、それぞれ当局説明を適切妥当と認め、以上条例議案4件については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案6件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

(観光経済委員会副委員長・堀本博行君登壇)

○観光経済委員会副委員長(堀本博行君) それでは、委員長にかわりまして副委員長の私から御報告を申し上げます。

観光経済委員会は、去る9月9日の本会議において付託を受けました議第58号平成23年度別府市一般会計補正予算(第3号)関係部分外1件につきまして、9月16日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について、御報告を申し上げます。

まず、議第58号平成23年度別府市一般会計補正予算(第3号)関係部分について。

温泉課関係部分では、6月16日及び20日の梅雨前線豪雨により、隣接する斜面が一部崩壊し、被害を受けた堀田第3泉源施設の災害応急復旧工事費を補正計上しようとするものであるとの説明がなされました。

委員から、崩壊した斜面の地権者との交渉状況、今後の対策等についての質疑がなされ、当局から、地権者との交渉が長期化しており、早急な解決が見込めないことから、応急的な復旧工事が必要であること、また、今後の対策としては、大分県等の関係機関と協議をしていきたいとの答弁がなされたところであります。

次に、文化国際課関係部分では、総務省の外郭団体である財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業に内竈自治会「かまど神楽」の備品等整備のため助成を申請し、認定されたことに伴い、関連経費を補正計上しようとするものであるとの説明がなされたところであります。

次に、農林水産課関係部分では、森林環境税を原資とした県の補助金を活用し、竹林の再生を目的とした伐竹等委託料を補正計上、また、去る5月29日の台風2号及び6月の梅雨前線豪雨により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧工事費を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

委員から、伐採した竹の利用方法、農地等の災害復旧工事の工法等についての意見・要望がなされ、当局から、竹の再利用については、関係機関と協議し検討していきたい、また、復旧工事については、石積み等のその地区の景観に配慮した工法を採用したい等の答弁がなされた次第であります。

次に、農業委員会事務局関係部分では、農業委員会に要する経費の追加額として、平成21年に農地法が一部改正され、農業委員会が行う事務が新たに創設されたことに伴う、国の財政支援に関連する経費を補正計上しようとするものとの説明がなされたところであります。

最終的に採決の結果、議第58号平成23年度別府市一般会計補正予算(第3号)関係部分については、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

最後に、議第59号平成23年度別府市競輪事業特別会計補正予算(第1号)については、当局から、平成22年度予算の出納閉鎖に伴い事業収支が確定したことにより、歳入歳出に関連予算を補正計上するものとの説明がなされ、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定をいたしました。

以上で当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

(決算特別委員会委員長・永井 正君登壇)

○決算特別委員会委員長(永井 正君) 去る9月15日の本会議場において設置されました決算特別委員会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第72号平成22年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成22年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

9月15日の本会議終了後、委員会を開催し、冒頭、正副委員長の互選を行いました。その結果、私、永井正が委員長に、市原隆生君が副委員長に選任されましたので、よろしくお願いをいたします。

続いて議案の審査に入り、審査の方法並びに日程等について協議をいたしました。本件については、その内容が広範多岐にわたるため、今会期中に審査を終了することが困難であるとの観点から、全員異議なく、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決定をした次第であります。

なお、今回は、委員数が減少した経過もございますので、昨年度実施した審査方法のよい点を残しながら、より効率的に審査を行うため、日程及び審査方法については、執行部と調整した上で決定したいと考えております。

以上、当決算特別委員会における審査の概要についての御報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(15番・平野文活君登壇)

○15番(平野文活君) 日本共産党議員団を代表して、議第63号平成22年度別府市水道事業決算について、反対の討論を行います。

水道事業会計は、市民に水を売り利益を上げる収益的収支と、この利益を財源に配水管整備などの建設改良事業を行う資本的収支から成っております。

平成22年度の収益的収支は、純利益が3億2,329万円、帳簿上は経費に計上されておりますが、現金の支出はない減価償却費が6億6,830万円、資産減耗費が3,001万円、合計10億2,160万円、これが実質の利益であり、例年並みの10億円以上の財源が確保されております。

資本的収支では、1億円の新たな借金で9億3,000万円の建設改良事業をした上に、2億6,000万円の過去の借金の元金を払っております。こうして平成12年度末70億円だった企業債残高は、22年度末には54億円まで減り、さらに約16億6,000万円の内部留保金を持つに至りました。

また、今回の質疑を通じて、平成22年度には約260万3,000トンの水が水漏れしていることが明らかになりました。1トン当たりの原価は146円78銭ですから、3億8,207万円もかけてつくった水が地下に漏れているのです。この主な理由は明らかで、大正6年創業で戦災も受けていない。そのために配水管など施設が耐用年数を大幅に超えて老朽化しているからであります。問題は、こうした老朽施設の更新と耐震補強などの事業費に必要な財源をどこに求めるかであります。

平成15年には水道事業経営審議会が設置され、この答申に基づく行財政改革が行われておりますが、同時にこの審議会からは次のような提言もされました。大正6年からの時代背景を考えたとき、事業のコストを市民の皆様様に依存してよいのかが問われる。また、

公費負担については、災害時などに備えるため公費負担のあり方を議論し、その上で料金による負担を求めるといった考え方にたつべきであるなどの提言であります。しかし、浜田市長は、今日に至るまでその指摘を無視して、古い施設の更新費用も災害対策費も水道料金に転嫁して市民に負担してもらうという考えに固執をしております。

「水道事業は、独立採算制が原則だから当然だ」と言うかもしれません。しかし、国は、料金に転嫁することが適切でない費用は、一般会計からの繰り出しを認めて、その繰り出しの基準を毎年通知してきております。何が料金に転嫁することが適切でない費用かというところ、消火栓や水道局職員の子ども手当の費用は全額、さらには水源開発や災害対策、簡易水道の建設改良事業に要する経費の一部などです。しかし、現在、別府市が一般会計から出しているのは、消火栓と子ども手当など、わずかな金額だけです。つまり、大正時代からの古い施設の更新費用や、いつ起こるかかわからない災害対策費まで、今の市民に負担をさせているのです。これは、不当な上乗せであります。

国民健康保険会計でも、別府市は、長い間一般会計が負担すべき財政安定化支援金の市負担分を出さないまま、国保税の大幅値上げを強行しました。水道会計も同じです。一般会計から出すべきお金を出さないまま、平成10年度からは平均40%もの料金値上げを強行し、それ以降は毎年10億円の実質利益というもうけ過ぎになっているのであります。

日本共産党議員団は、こうした問題点を繰り返し指摘してまいりました。その結果、浜田市政が作成した水道中期計画では、「平成24年度までに最大18.3%の料金値上げもあり得る」と書いてありましたが、現在では値上げはしないと答弁するに至っております。値上げどころか、値下げをすべきです。一般会計から出すべきものは出し、かつ労働生産性をさらに向上させるならば、水道料金の値下げは可能です。

今回の議会でも、建設水道委員会で新しい議員から、「市有区営温泉の水道料金に支援を」という声が出ました。これも日本共産党議員団が繰り返し求めてきた問題ですが、平成22年度予算に対する日本共産党議員団の要望に対する浜田市長の回答書には、「経営が苦しい区営温泉は、入浴者をふやす工夫や入浴料の見直しこそが存続への道筋だ」と書いてありました。

「市民の目線」を標榜しながら、実際は「行政の目線」が貫かれた水道事業決算。このような決算を認めることはできないということを表明して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長（松川峰生君） 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第72号平成22年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成22年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、さらに閉会中も引き続き継続審査にいたしたいとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決しました。

次に、議第63号平成22年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成22年度別府市水道事業剰余金の処分についてに対する委員長の報告は、これを認定及び可決すべきものとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川峰生君） 起立多数であります。よって、本件は、認定及び可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第58号平成23年度別府市一般会計補正予算（第3号）から、議第62号平成23年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）まで、及び議第64号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、議第71号市道路線の認定及び廃止についてまで、以上13件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

以上13件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上13件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2により、議第73号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第74号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての以上2件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第73号及び議第74号は、本市固定資産評価審査委員会委員として、桑原寿一氏及び恵良寧氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

何とぞ、よろしく願いをいたします。

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第73号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第73号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第74号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第74号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第3により、議第75号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてから、議第79号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてまで、以上5件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第75号から議第79号までの5件は、本市職員懲戒審査委

員会委員として、吉富英三郎氏、穴井宏二氏、森山義治氏、釜堀秀樹氏及び大野光章氏を任命いたしたいので、地方自治法施行規程第17条第3項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

何とぞ、よろしくお願いをいたします。

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第75号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第75号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第76号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第76号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第77号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第77号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第78号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第78号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第79号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第79号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第4により、報告第11号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についてから、報告第15号市長専決処分についてまで、以上5件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・友永哲男君登壇）

○副市長（友永哲男君） 御報告いたします。

報告第11号及び報告第12号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び各

特別会計の資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

健全化判断比率については、良好な状態にあると認められ、資金不足比率については、各会計はすべて資金不足はないとの監査委員の意見であります。

報告第13号は、別府市南部振興開発株式会社の経営状況説明書類の提出についてであります。

平成22年度は、別府市南部振興開発ビルが営業を開始して23年が経過し、経年劣化が進みつつあり、施設整備の改善を行いました。住宅棟につきましては、部屋の内装リニューアル工事を7室行ったほか、屋上のねじ改修工事等を行い、公共棟につきましては、2階図書館の照明器具類の取りかえや空調設備の改善設備等を行いました。平成23年度においては、信託期間最終年を迎え、工事計画を作成し、住宅棟のエレベーター改修工事等を実施します。また、住宅棟の入居率につきましては、年度末で93%となっておりますが、引き続き入居率を向上させる努力をつづけますとの報告であります。

報告第14号は、別府市土地開発公社の経営状況説明書類の提出についてであります。

同公社は、平成23年6月9日に大分県知事から解散認可を受けたことから、平成23年4月1日から同年6月8日までの事業の決算を行いましたので、決算書を議会に提出するものであります。

報告第15号は、自動車損傷事故の和解及び損害賠償の額の決定7件について、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上5件につきまして、御報告を申し上げます。

○議長（松川峰生君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

以上5件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第5により、議員提出議案第11号東九州自動車道北九州～大分～宮崎間の平成26年度までの全線開通を求める意見書から、議員提出議案第16号介護保険制度の改善を求める意見書まで、以上6件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第11号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（13番・吉富英三郎君登壇）

○13番（吉富英三郎君） 議員提出議案第11号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

東九州自動車道北九州～大分～宮崎間の平成26年度までの全線開通を求める意見書

東九州自動車道は、沿線にある福岡、大分、宮崎及び鹿児島4県の910万住民にとって、災害時や救急医療に不可欠な「命の道」、農林水産業の市場拡大や企業誘致、観光振興を促進する「活力の道」、そして通勤・通学や買い物など暮らしに必要な「生活の道」として最低限必要な社会基盤であり、その早期完成は沿線住民の悲願となっている。

九州経済産業局等の試算では、東九州自動車道の未供用区間の整備により、全産業の合計で約3兆9,000億円の生産額が増加するとされており、県北部の「カーアイランド九州」や県南部の「東九州メディカルバレー」等の構想実現に欠かすことはできないものとなっている。

さらに、東南海・南海地震が発生した場合には甚大な被害が懸念される東九州地域にとって、東九州自動車道は、大津波の影響を受けない基幹ネットワークとして、その整備が急務となっている。

こうした中、本年3月に九州新幹線鹿児島ルートが全線開業したことで、すでに九州縦貫道が全線開通している西九州地域との東西格差はますます拡大している。

よって、国及び政府におかれては、九州を循環するネットワークの構築に向け、下記の事項により、東九州自動車道の北九州～大分～宮崎間全線を平成26年度までに開通させるよう強く要望する。

記

- 1 他区間におくれることなく、供用予定を前倒しして「佐伯～蒲江間」を平成26年度までに完成させること。
- 2 災害対応にも効果的な佐伯南IC（仮称）設置への支援を行うこと。
- 3 「築上～宇佐間」を平成26年度までに完成させること。
- 4 「蒲江～北浦間」を平成24年度中に完成させること。
- 5 高速道路整備を国が責任を持って計画的・集中的に推進するための所要予算を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

別 府 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣 殿

何とぞ、議員各位の賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第11号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議員提出議案第12号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（22番・江藤勝彦君登壇）

○22番（江藤勝彦君） 議員提出議案第12号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

我が国には、B型・C型肝炎感染者・患者が350万人もおり、その大半は、集団予防接種における針・筒の使い回しなどによる感染、国の責任による医原病とされている。

平成20年1月、一定の要件を満たす薬害C型肝炎被害者にも、裁判手続きを経て、国が給付金を支払う「薬害肝炎救済特別措置法」が制定されたが、被害者の多くがカルテの保存義務の5年が過ぎて発症するため、救済特措法の対象から除外されており、手術記

録、母子手帳等の書面などにより、広く救済する枠組みにしないと救済されないのが実態である。

こうした中、B型・C型肝炎感染は国の責任であると明記し、肝炎患者の救済、肝炎対策を国の責務と定めた「肝炎対策基本法」が平成21年12月に制定されたが、その後発表された「基本指針(案)」では、すべての肝炎患者を救済する対策は具体化されなかった。

については、肝炎対策基本法に基づく救済を図り、また、救済特措法に基づいて救済枠を広げるため、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化を進め、全患者の救済策を実行すること。
- 2 「救済特措法」の延長と同時に救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師らの証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに、特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者も救済すること。
- 3 集団予防接種が原因とされるすべてのB型肝炎感染被害者の救済策を等しく講じること。
- 4 肝庇護薬、検査費用、通院費への助成を初め、肝炎治療費への支援、生活保障を行うこと。基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策を進めること。
- 5 ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治験の迅速化などを図ること。
- 6 医原病であるウイルス性肝炎の発症者・死亡者に一時金もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。
- 7 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第12号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
次に、議員提出議案第13号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(6番・穴井宏二君登壇)

○6番(穴井宏二君) 議員提出議案第13号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、その多くは災害時には地域住民の避難所となるため、学校施設の安全性、防災機能の確保は極めて重要です。

このたびの東日本大震災においても、学校施設は発災直後から避難してきた多くの地域住民の避難生活のよりどころとなりましたが、他方、食料や毛布等備蓄物資が不足し、通信手段を失い外部と連絡がとれなかった等々、学校施設の防災機能についてさまざまな課題が浮かび上がってきました。

文部科学省は、ことし7月、「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」と題する緊急提言を取りまとめました。今回の大震災を踏まえ、学校が災害時に子どもたちや地域住民の応急避難場所という重要な役割を果たすことができるよう、今後の学校施設の整備に当たっては、教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えておくという発想の転換が必要であることが提言されています。

災害は待ってくれません。よって、政府におかれましては、今回のように大規模地震等の災害が発生した場合においても、学校施設が地域の拠点として十分機能するようにすべきであるとの認識に立ち、学校施設の防災機能の向上を強力に推進するために活用できる国の財政支援制度の改善並びに財政措置の拡充に関する下記の事項について、速やかに実施するよう強く要望します。

記

- 1 新增改築時のみ整備できるとされている貯水槽・自家発電設備等防災設備整備を単独事業化するなど、学校施設防災機能向上のための新たな制度を創設すること。
- 2 制度創設に合わせ地方負担の軽減を図るため、地方財政措置の拡充を図ること。例えば地方単独事業にしか活用できない防災対策事業債を国庫補助事業の地方負担に充当できるようにするとともに、耐震化事業同様の地方交付税措置を確保すること。
- 3 学校施設の防災機能向上とともに、再生可能エネルギーの積極的導入を図るため、太陽光発電のみではなく太陽熱、温度差熱利用、蓄電池などについても補助対象を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

別府市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
国土交通大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕。

お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第13号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議員提出議案第14号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（8番・荒金卓雄君登壇）

○8番（荒金卓雄君） 議員提出議案第14号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

自治体クラウドの推進を求める意見書

情報システムの集約と共同利用を推進し、さらにデータセンターの活用などにより、自治体クラウドは全国各地で進展しつつあります。

自治体クラウドを推進するメリットとしては、各地方自治体におけるシステム運用経費の削減を図ることができるとともに、データのバックアップが確保されることで災害に強い基盤の構築ができること、また、将来的な行政の広域化に向けた先行した事務統合ができることや小さな自治体でも大きな自治体と遜色のない行政サービスを行うことが可能になるなどが上げられ、今後の展開に大きな期待が寄せられています。

一方で、近年は地方自治体における専門的人材の育成・確保が困難になり、システム事業者への依存度が高くなっていることや、情報システムのメンテナンスに係る経費負担の高どまりが課題として上げられています。さらに、近年は地方自治体の情報システムを更改する際のデータ移行に関する多額な費用も問題となっています。

よって、国及び政府におかれては、今後、全国の各地方自治体が自治体クラウドにシステムを移行しようとする際に、円滑な移行ができるよう、下記の事項について対策を講じるよう要望します。

記

- 1 自治体クラウドへ移行する際、異なる事業者の製品間の移動を行う場合、それぞれのデータ形式が異なるため、データ項目ごとに変換方法を定める必要が生じるなど、情報システムの相互運用の障害となっていることから、データの標準的な表現形式の構築に向けた取り組みを行うこと。
- 2 各自治体が独自に管理している「外字」は、延べ200万文字にも上ると言われており、データの移行には多くの時間と労力が割かれていることから、外字の実態調査を行うとともに、標準的な文字コードの導入を推進すること。
- 3 自治体クラウドへの移行を推進する自治体に対しては、地財措置を含めた財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

経済産業大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第14号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議員提出議案第15号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（7番・加藤信康君登壇）

○7番（加藤信康君） 議員提出議案第15号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方財政の充実・健全化を求める意見書

東日本大震災によって東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受け、今後は各自治体を中心となった復興が求められています。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティーネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。特に地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。

2011年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保していますが、2012年度予算においても、震災対策費を確保しつつ2011年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

よって、政府におかれては、2012年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、下記の事項について対策を講じるよう求めます。

記

- 1 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講じること。
- 2 医療、福祉分野の人材確保を初めとするセーフティーネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。
- 3 地方財源の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税の確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

別 府 市 議 会

内閣総理大臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第15号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議員提出議案第16号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（12番・猿渡久子君登壇）

○12番（猿渡久子君） 議員提出議案第16号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

介護保険制度の改善を求める意見書

介護保険制度は、「家族介護から社会全体で支える介護に」をうたい文句に、平成12年度から発足しました。しかし、保険料や利用料の負担は重くなる一方で、施設入所の待機者はふえ続けています。

平成24年4月から第5期が始まりますが、介護保険料は、基準額で月額1,000円以上の大幅な値上げが避けられない状況です。しかし、年金額が年18万円未満の普通徴収の徴収率は下がり続けており、年金から天引きされる特別徴収の方からも「わずかな年金から天引きされ生活できない」という苦情が相次いでいます。低所得者の多い本市では、これ以上の介護保険料の値上げは負担能力を超えます。「今でも介護保険料が高くて大変。下げてもらいたいのに値上げなどとてもない」というのが実態です。

本年6月、介護サービスの一層の抑制を可能にする介護保険法の改定がされましたが、本市でも高齢化は進んでおり、「保険あって介護なし」にしないためにも、必要なサービスを抑えることはできません。

こうした矛盾を解決するためには、全国市長会や全国市議会議長会なども要望しているように、国の負担をふやす以外に道はありません。

よって、国及び政府におかれては、下記の事項の改善等を強く求めるものであります。

記

- 1 国の介護給付費負担を、当面、現行の25%から30%にまで引き上げること。
- 2 保険料、利用料の減免を国の制度とすること。
- 3 介護予防を推進し、これに必要な財源を保障すること。
- 4 平成23年度末に廃止予定の処遇改善交付金（月1.5万円分）は廃止せず、保険料や利用料のアップにつながらないような介護従事者の労働条件の改善策を国の責任で講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員の皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第16号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松川峰生君) 起立多数であります。よって、本件は、可決されました。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○13番(吉富英三郎君) 私は、この際、市議会に特別委員会を設置することについての動議を提出いたします。

前回、平成20年12月に設置した行財政・議会改革等推進特別委員会においては、延べ20数回の協議を重ね、行財政改革では各常任委員会からの意見を集約し、具体的な施策を決議いたしました。また、議会改革では議員定数、政務調査費等の削減を決定し、23年度より実施いたしているところであります。一定の成果は図れたものの、今後も続くであろう厳しい経済情勢の中、市議会は、市の最終意思決定機関としてのチェック機能の強化を図るとともに、さらに開かれた議会とするため、みずから引き続き先頭に立ち、議会内部の改革に着手することが喫緊の課題であり、別府市の将来に対する責任を重く受けとめ、その責務を果たしていくことこそが、市民の代表として強く求められているものと考えます。

また、市議会としても、去る3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、より災害に強いまちづくりを進めるため、防災計画の見直しにつきましても関与していくことが、市民に求められる課題の一つと考えます。

以上、「行財政・議会改革及び防災等に関する調査・検討を行うとともに、その意見の反映を図る」ため、任期を調査が終了するまでとする12人以内の委員から成る「行財政・議会改革等推進特別委員会」の設置の動議を提出いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) ただいま、13番吉富英三郎君から、行財政改革・議会改革及び防災対策に関する調査・検討を行うとともに、その意見の反映を図るため、任期を調査が終了するまでとする12人以内の委員から成る「行財政・議会改革等推進特別委員会」を設置されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、この際、本動議を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、13番吉富英三郎君提出の動議は、可決されました。

ただいま動議により設置されました行財政・議会改革等推進特別委員会委員につきましては、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、行財政・議会改革等推進特別委員会委員につきましては、議長において指名をいたします。

行財政・議会改革等推進特別委員会委員に、

1番	森	大輔君
3番	手束	貴裕君
4番	野上	泰生君
7番	加藤	信康君
9番	松川	章三君
10番	市原	隆生君
12番	猿渡	久子君
13番	吉富	英三郎君
17番	野口	哲男君
18番	堀本	博行君
19番	山本	一成君
23番	河野	数則君

以上12名の方を御指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方々を、行財政・議会改革等推進特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました方々を、行財政・議会改革等推進特別委員会委員に選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（松川峰生君） 再開いたします。

行財政・議会改革等推進特別委員会は、休憩中に委員会を開会いたしましたので、その経過と結果について、委員長から報告を願います。

（行財政・議会改革等推進特別委員会委員長・河野数則 君登壇）

○行財政・議会改革等推進特別委員会（河野数則 君） 先ほど本会議において設置されました行財政・議会改革等推進特別委員会の審査と結果について報告をいたします。

本会議休憩中に委員会を開催し、冒頭、正・副委員長の互選を行いました。その結果、私、河野数則が委員長に、堀本博行議員が副委員長に選任されましたので、何とぞよろしくお願いをいたします。

続いて、付託されました行財政改革・議会改革及び防災対策に関する調査・検討及びその意見反映について、その審査の方法並びに日程等について協議をいたしました。

本件については、その内容が広範多岐にわたっていることや、市の現状や方向性等を踏まえた上で議論を重ね実効を上げていくことが肝要であること等を勘案するとき、今会期中に審査を終了することが困難であるとの観点から、全員異議なく、さらに閉会中も引き続き鋭意調査・検討を行うため、継続審査とすることに決定した次第であります。

以上、当特別委員会における審査の概要について報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしく願います。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、行財政・議会改革等推進特別委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。ただいまの委員長の報告は、さらに閉会中も引き続き鋭意調査・検討を行うため、継続審査といたしたいとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、行財政・議会改革等推進特別委員会は、さらに閉会中も引き続き鋭意調査・検討を行うため、継続審査とすることに決しました。

次に、日程第7により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

○議長(松川峰生君) 以上で、議事のすべてを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で、平成23年第3回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で平成23年第3回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前11時37分 閉会